２０１９年
合格目標

Registered Customs Specialist

通関士講座

関税法
重要ポイントセミナー

資格の学校
TAC

1 関税法上の用語の定義

輸入→外国貨物を本邦に引き取ること
輸出→内国貨物を本邦に向けて送り出すこと

外国貨物→
① 輸出の許可を受けた貨物
② 外国から本邦に到着した貨物（外国の船舶により公海で採捕された水産物を含む）で輸入が許可される前のもの

内国貨物→
① 本邦にある貨物で外国貨物でないもの
② 本邦の船舶により公海で採捕された水産物

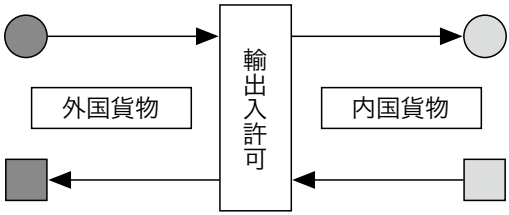

※ 関税法においては，「輸出」とは異なる行為として，「積戻し」を定義している。**積戻し**とは，**外国貨物**を外国に向けて送り出すことをいう。

水産物について

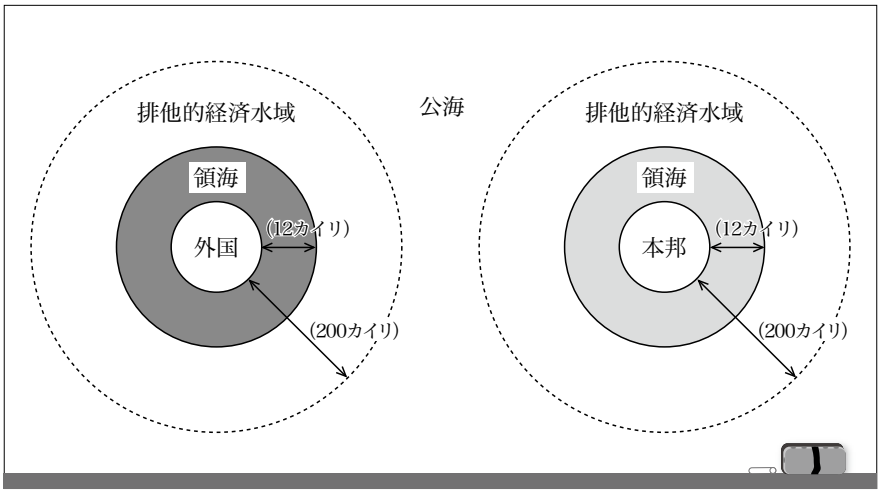

1　**本邦の領海**で採捕→**内国貨物**
2　**外国の領海**で採捕→**外国貨物**
3　**公海**（又は**排他的経済水域**の海域）**で採捕**された水産物
　⑴　**本邦の船舶**により採捕→**内国貨物**
　⑵　**外国の船舶**により採捕→**外国貨物**

2 輸入通関

原則的な輸入通関手続の流れ

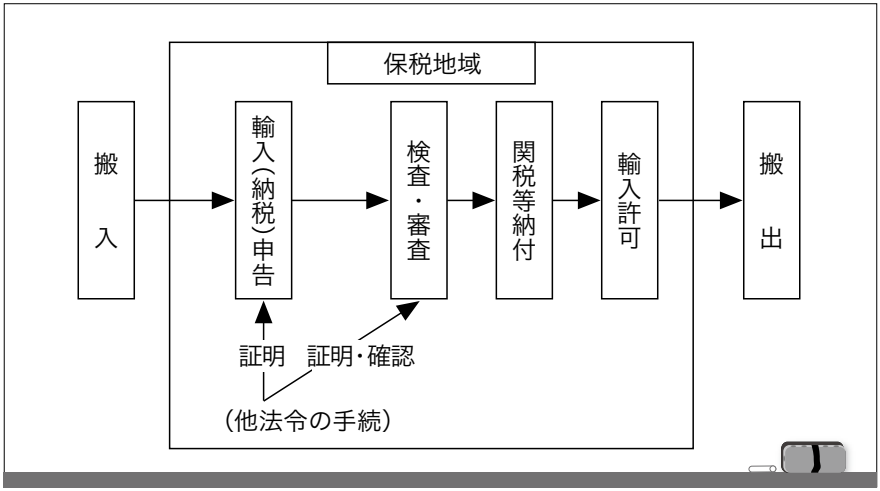

輸入（納税）申告書に添付する書類

① **税関長の輸入の許可の判断**のための書類

イ　仕入書

ロ　契約書，保険料明細書，価格表 etc.

② **関税についての便益**を適用するための書類

イ　協定税率，便益関税→原産地証明書

ロ　経済連携協定→締約国原産地証明書

保税地域

種類	設置の態様	主要機能
指定保税地域	財務大臣の指定	一時蔵置（１月以内）
保税蔵置場	税関長の許可	長期蔵置（２年以内）
保税工場	税関長の許可	加工，製造
保税展示場	税関長の許可	展示，使用
総合保税地域	税関長の許可	長期蔵置（２年以内） 加工，製造 展示，使用

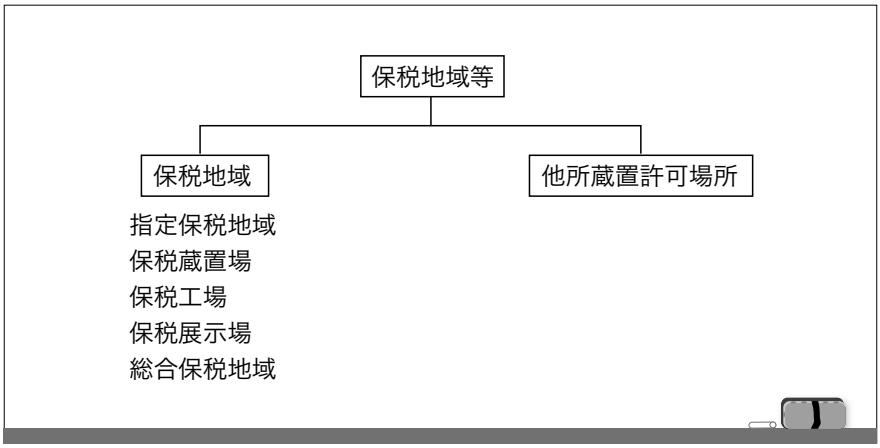

輸入の許可前における貨物の引取り（輸入許可前引取承認）

貨物を輸入する場合，**輸入の許可を受けた後でなければ，保税地域等から引き取ることができないのが原則**である。しかし，**特に引取りを急ぐ必要**があると認められる場合等においては，税関長の**承認**を受けて**輸入の許可前に貨物を引き取る**ことができる。

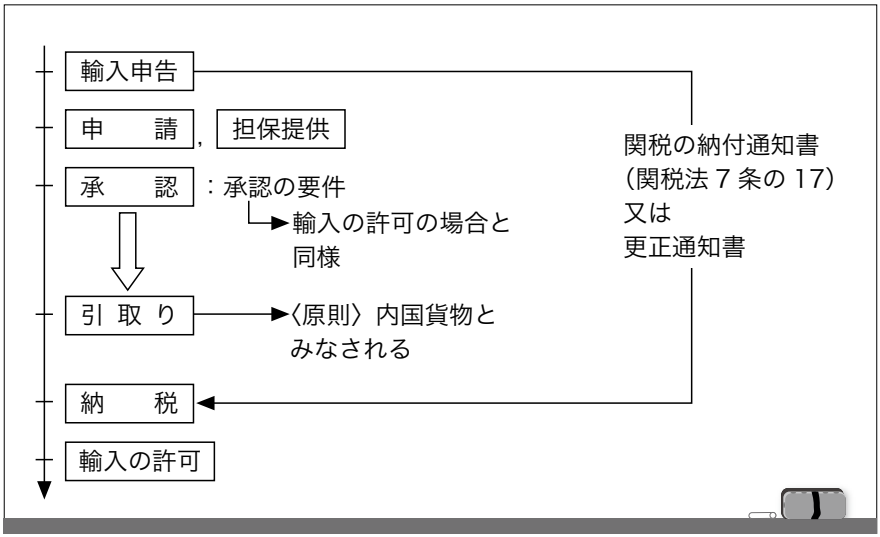

輸入申告の特例

特例輸入申告制度は，貨物の輸入に関する手続である輸入申告（輸入（引取）申告）と納税に関する手続（特例申告）とを分離して，**二段階で申告及び審査**を行うものである。あらかじめ税関長の承認を受けた者（**特例輸入者**）又は輸入通関手続を認定通関業者に委託した者（**特例委託輸入者**）のみが行うことができる輸入の形式である。迅速な輸入通関を実現するための制度である。電子情報処理組織（ＮＡＣＣＳ）を使用した場合には，保税地域等へ搬入せずに輸入申告を行うことができる。

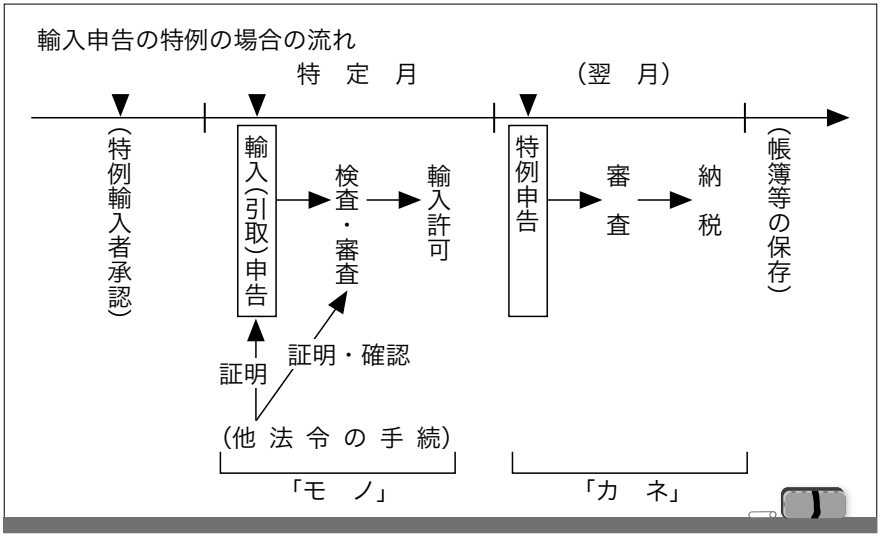

3 輸出通関

原則的な輸出通関手続の流れ

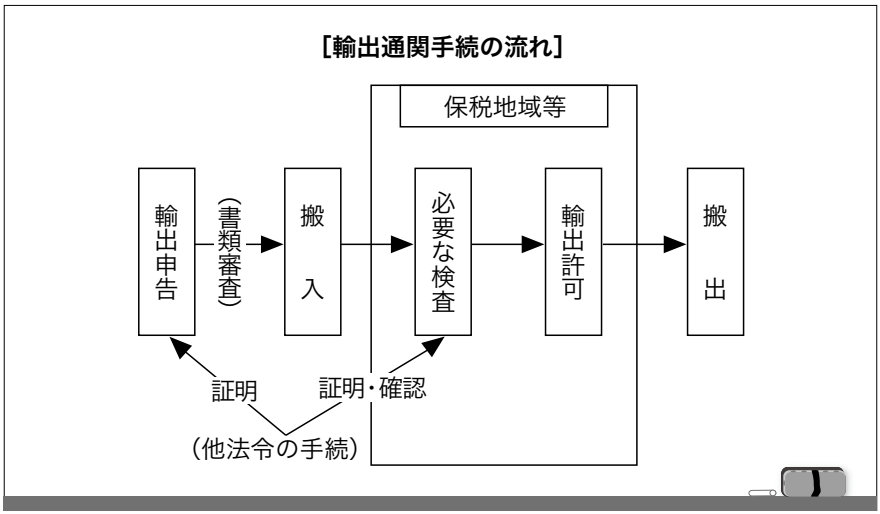

輸出申告の特例

貨物を輸出しようとする者であらかじめ税関長の承認を受けた者（**特定輸出者**），輸出の手続を認定通関業者に委託した者（**特定委託輸出者**）又は**認定製造者**が製造した貨物を取得して輸出しようとする**特定製造貨物輸出者**は，貨物を**保税地域等に搬入することなく**，自社の倉庫等で**輸出申告**を行い，**輸出許可**を受けることができる。輸出貨物の迅速かつ円滑な船積（積込）が可能となり，リードタイム及び物流コストの削減等を図ることができる。まずは次の２点に注意しておいてほしい。

① **特定輸出申告**，**特定委託輸出申告**及び**特定製造貨物輸出申告**の３つの制度がある

② 保税地域等へ搬入することなく輸出申告を行い，輸出許可を受けられる

4 保税運送

保税運送（原則）

外国貨物は，**税関長に申告**し，その**承認**を受けて，本邦内の一定の場所（開港，税関空港，税関官署，保税地域等）相互間に限り，**外国貨物のまま運送**することができる。外国貨物のまま，関税を留保して運送することから，これを保税運送と呼んでいる。

保税運送の特例（特定保税運送）

貨物のセキュリティ管理とコンプライアンスの体制が整備された運送者のための制度であり，これを利用することにより，簡易な手続で保税運送を行えるようになる等の特例措置を受けることが可能となる。

具体的には，あらかじめ税関長の承認（**特定保税運送者の承認**）を受けた者が特定区間において行う外国貨物の運送（**特定保税運送**）については，**個々の保税運送の承認を受けることを要しない**。

5 関税額の確定と訂正

関税額の確定

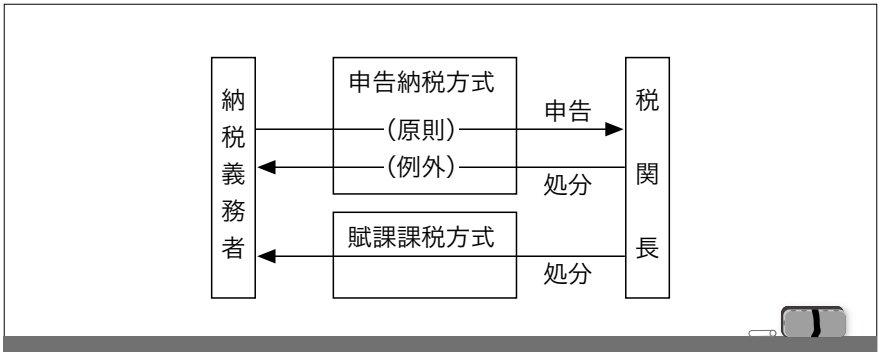

関税額を確定する方法には，申告納税方式と賦課課税方式とがある。

申告納税方式とは，原則として納税義務者のする申告により関税額を確定する方式である。これに対し，**専ら税関長の処分により関税額が確定するのが賦課課税方式**である。税関の負担を軽減し，迅速な通関を実現するため，**大部分の関税の確定において，申告納税方式が適用**されている。

関税額の訂正

	税額が過少→増額修正	税額が過大→減額修正
納税義務者から	修正申告（補正）	更正の請求
税関長から	増額更正	減額更正（是正）
	決定（納税申告ないとき）	

申告納税方式が適用される貨物の場合，納税義務者の納税申告によって関税額が確定するのが原則である。しかし，申告に誤りがあったときは，正しく訂正する必要が生じる。訂正の手続は，上記の表のように行われる。

6 不服申立て

不服申立ての制度は，税関長により不当な処分を受けた者に対して，**訴訟によるものとは別に**救済を図るものである。原則、**財務大臣**に対して**審査請求**を行なうが、**税関長**に対し、**再調査の請求**を求めることもできる。

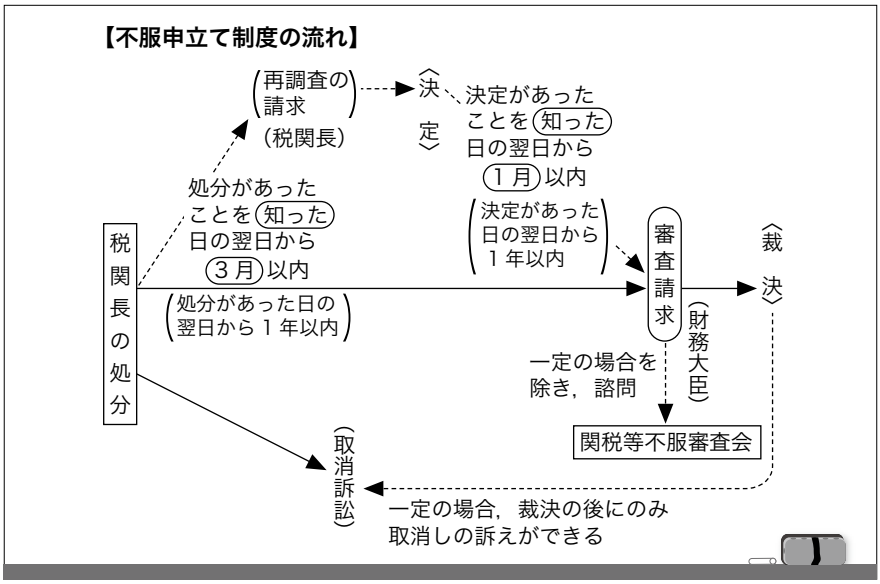

回数　総ページ数　ページ数
(　　)－(　　)－(　　)

通　関　士 講義録	科目		コース		回数	

配布物	★ミニテスト：あり［　　］　なし　★答　練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★実力テスト：あり［　　］　なし　★その他のレジュメ［　　］ ◇配布物なし	講師	先生

テキストページ	黒　板　内　容

(P.3) ① ～ ⑥

☆ ② 輸入申告 ⟺ 納税申告
モノ　　カネ

◎ モノ・カネ一体化

(P.5) 輸入許可前引取承認 (＝BP)

(P.3) 〈原則〉 ⟺ (P.6) 〈例外〉

モノ・カネ一体化
☆ BP

モノ、カネ分離
カネ後回し

☆ 特例輸入者 ← 承認
AEO

通　関　士 講義録	科目		コース		回数	

配布物	★ミニテスト：あり [　] なし　★答　練：問題用紙・解答用紙・解答解説 ★実力テスト：あり [　] なし　★その他のレジュメ [　] ◇配布物なし	講師	先生

テキストページ	黒　板　内　容
	(P.7) 輸出通関 〈原則〉 輸出の許可の前に，(保)等へ搬入 〈特例〉 (保)等へ搬入することなく，輸出の許可を受けられる ☆ 特定輸出者 ← 承認 AEO